

交通事故などによる治療で

保険証を使ったら

届出を忘れずに！



国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が、第三者行為（交通事故、他人のペットの咬傷及び食中毒等）により保険証を使って治療を受けた場合は、

市町・医師国保組合・後期高齢者医療広域連合の窓口に必ず届け出てください。

法令により義務付けられています

国民健康保険法施行規則第32条の6
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条

石川県市町国民健康保険・石川県医師国民健康保険組合
石川県後期高齢者医療広域連合・石川県国民健康保険団体連合会